

大阪市立大和川中学校 学校協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市立大和川中学校 学校協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものである。

(傍聴の手続き)

第2条 傍聴を認める定員は10名以内とする。ただし、会長が必要と認めた場合についてでは、この限りではない。

会議を傍聴しようとする者は、会議の開催15分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において申込み、会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

(傍聴者の守るべき事項)

第3条 傍聴者は、会場においては次の事項を守らなければならない。

- (1) 飲食または喫煙をしないこと
- (2) 携帯電話などは受信音を出さないこと
- (3) 写真撮影、録画および録音等は行わないこと。ただし、会議の議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (5) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、また会議の支障となるような行為をしないこと

(違反者に対する措置)

第4条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、議長(会長)はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

附 則

この要領は、令和6年5月9日から施行する。